

令和 6 年 月 日

小牧市長 山下 史守朗 様

小牧市上下水道事業経営審議会
会長 萩原 聡央

小牧市下水道事業の適正な使用料収入について（答申）

令和 5 年 7 月 2 0 日付け 5 小経第 6 1 3 号の諮問のありました小牧市下水道事業の適正な使用料収入について、2 年にわたり検討を重ねてまいりました。

これまでの審議の結果、下水道事業の健全な事業運営のために必要な使用料改定の内容について結論を得たので答申するとともに、留意すべき事項について附帯意見として申し添えます。

(案)

答 申 書

令和 6 年 月 日

小牧市上下水道事業経営審議会

1. はじめに

本市の公共下水道事業は、生活環境の改善、公衆衛生の向上、公共用水域における水質保全等を目的に、昭和 62 年 4 月 1 日に五条川左岸流域関連下水道事業として供用開始をしている。

平成 31 年 4 月からは、企業会計に移行し、さらに令和 4 年度には「小牧市下水道事業長期経営計画」を策定することで、財政状況及び今後の下水道事業の課題が明確になってきたところである。

まず一つは、財政状況であるが、汚水処理費に対する下水道使用料の割合である「経費回収率」は令和 4 年度の決算において約 59%と非常に低く残りは一般会計から赤字補てんを受けているのが現状であり、公営企業の基本原則である独立採算制の点において問題である

次に施設の維持管理であるが、事業開始から 50 年が経過し、今後施設の老朽化による更新費が増大することや、本年 1 月 1 日に発生した能登半島地震の施設の被害状況の確認では、耐震化された下水道施設等では、施設機能に決定的な影響を及ぼすような被害が確認されなかったことなど、耐震化の効果が確認されこともあり、安全に施設の維持を行うには耐震化を計画的に進める必要があり、そのための費用が必要となる。

令和 5 年 7 月 20 日に小牧市長から「小牧市下水道事業の適正な使用料収入について」の諮問があり、それに対して、本審議会では、現行の下水道使用料は平成 2 年に改定して以来据置いており、将来にわたり持続可能な事業運営を行うためには早期の下水道使用料の改定が必要であるが、市民生活や民間事業者の活動にも影響があることも考慮しつつ、慎重な審議を重ねた。

ここに結論を得たので、次のとおり答申する。

2. 下水道使用料の改定について

1) 使用料改定スケジュール

- (1) 令和 7 年 10 月に下水道使用料収入を約 30%増加させる使用料改定を行う。

- (2) 1 回目の改定から概ね 3 年後に、経費回収率が 100% 以上となる使用料改定を行う。

一般会計からの補てんを受けている現在の経営状況は、市財政である一般会計への負担となるだけでなく、一般会計を財源とする各種の市民サービスにも影響を与えることになる。そのため、下水道事業に必要な業務を計画的に進めていくために使用料改定期間は早い方が望ましい。しかし、1 回の改定で大幅な値上げをすることや、短い期間で何度も値上げをすることは市民の負担が大きいことを考慮し、使用料改定を 2 回に分けることで経費回収率 100% 以上を達成することが適当と考える。

2) 使用料算定期間

- (1) 1 回目の使用料改定に係る算定期間は、令和 7 年度から令和 9 年度の 3 年間とする。

事業運営の見通しを長期にすることは、予測から逸脱するリスクを伴うため、下水道使用料の算定は 3 年から 5 年程度で行うことが望ましいとされている。そこで、1 回目の算定期間は、使用料改定を実施する令和 7 年度から 2 回目の使用料改定を実施する直近である令和 9 年度までの 3 年間とするのが妥当である。なお、2 回目の使用料改定に係る算定期間は、2 回目の使用料体系の検討の際に決定することとする。

3) 使用料体系

ア 基本水量の廃止

安定した事業運営のためには、使用水量が少ない利用者にも負担を求める使用料体系とすることが必要と考え、0 ～ 10 m³ までの利用者が超過使用料を負担しない基本水量の設定は廃止することが適当である。

イ 使用料対象経費の配賦割合

使用料対象経費を、「需要家費」「固定費」「変動費」の 3 つに分類し、使用料収入のうち、基本使用料には需要家費の全部と固定費の一部を配賦し、従量使用料には残りの固定費部分と変動費の全部を配賦した結果、

基本使用料の配賦割合は約 41%となった。これは、令和 4 年度決算の使用料収入における基本使用料の割合とほぼ同じであり、使用料改定後も現況の配賦割合を維持することが妥当である。

※以下、今回の審議会で決定した内容を追記予定

3. 附帯意見

- ・ 2 回の使用料改定により経費回収率 100%以上を達成した後も、定期的に経営計画の見直しを行い、それに合わせて適正な下水道使用料を検討されたい。
- ・ 使用料の改定は、利用者に対して現行以上の負担を求めるものであるため、経営を担う事業者側としても支出の削減及び合理化・効率化など一層の経営改善に取り組み、経営の安定化に努められたい。
- ・ 安定した事業運営を実施するために、経営状況を常に把握し、適宜必要な審議を行われたい。
- ・ 使用料の改定内容については、市民に対して十分な情報提供ができるような広報活動を実施していただきたい。また、市民に対してわかりやすい説明に努められたい。

4 結び

本審議会では、公共下水道事業を持続的かつ安定的に運営していくため、慎重な審議を重ね、下水道使用料の適正化についての基本的な方向性を示した。

下水道事業は、市民生活の衛生環境の向上と公共用水域の水質保全になくってはならない重要な都市基盤であることは言うまでもない。

本市の公共下水道事業が、住民及び民間事業者の理解と協力を得ながら公営企業として不断の経営努力を行い、適正な事業運営を図られるよう強く要望するとともに、将来にわたり安全で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供し、その責務を果たすことを期待するものである。

小牧市上下水道事業経営審議会委員名簿

(敬称略)

委員構成 (条例上の号)	氏名	所属・役職名
学識経験者	榎本 訓康	公益財団法人 愛知水と緑の公社 常務理事兼下水道部長
	大野 泰典	税理士
	萩原 聡央	名古屋経済大学 法学部 教授
	平山 修久	名古屋大学 減災連携研究センター 准教授
公共的団体の役員及び職員	酒井 美代子	小牧市女性の会 会長
	佐藤 萬明	小牧市区長会
	谷口 里美	小牧市消費生活改善推進員会
	廣野 友巳	小牧商工会議所 (デリカ食品工業株式会社 代表取締役)
在住、在勤、 在学者	岩崎 至	一般公募者
	馬場 容子	一般公募者

※氏名は条例上の号ごとに 50 音順